

平成30年度 第1回半田市都市計画審議会 常務委員会 議事録

《午前11時05分 開始》

事務局

お揃いですので、第1回半田市都市計画審議会常務委員会始めさせていただきたいと思います。

常務委員会委員の皆様のご紹介につきましてはお手元にご用意いたしました配席表にて代えさせていただきます。

本日の議題は、先に皆様にご配付いたしております次第のとおり「議案第1号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）について」でございます。

議長の選出につきましては、半田市都市計画審議会条例第7条第5項において準用する同条例第6条第1項に基づき「常務委員会は委員長が召集し議長となる」と定められておりますので、委員長に議長をお願いいたします。

－議長選出－

議長

今事務局から説明がありましたとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力お願いしたいと思います。

－定足数の確認－

議長

最初に本委員会の定足数でございますが、当審議会条例第7条第5項において準用する同条例第6条第2項に基づき「常務委員会は、常務委員会委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」と定められておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

事務局

本日は委員5名中5名の方にご出席いただいておりますのでご報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から、定足数に達しているとの報告がございました。

－議事録署名者の選任－

議長

続きまして本日の議事録の署名者を決めたいと思いますが、特にご意見がないようでしたら、私の方から恐縮ですが指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

一同

(異議なし)

議長

特にご異議も無いようですので、今回は、長尾興家さんと榊原伸行さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

－議 事－

議長

それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。

当案件につきましては半田市長より、当審議会条例第2条の規定により意見を求められ、審議会から常務委員会へ審議が付託されましたので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議題は一つでございます。

議案第1号知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）について説明をお願いしたいと思います。

－議案第1号－

事務局

それでは、議案第1号、知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）についてご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。今回の生産緑地地区の変更としましては、約5.7haとするとともに、変更理由としては、生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものです。

スクリーン及び資料3ページをご覧ください。始めに、生産緑地地区について説明させていただきます。

生産緑地とは、市街化区域内にあり、良好な都市環境形成を図ることを目的として定めた農地です。面積が1団で500㎡以上であるものについて、都市計画上の観点から生産緑地地区の指定を行っています。

生産緑地は、「生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合」、「主たる従事者が死亡した場合」、「故障した場合」に所有者は、市長に対して生産緑地の買取りを申し出ることができます。生産緑地の買取り申出がされますと、先ず市が買取りを検討いたします。買取り希望がない場合は、愛知県などへの照会後、農業委員会へのあっせん協力を行います。

その結果、買取り申出から3か月以内に買取り希望者がいない場合は、生産緑地の行為制限が解除されます。行為制限が解除されたものについて、都市計画変更の手続きを行い、本常務委員会において生産緑地地区から除外するための都市計画変更について審議していただくことになります。

資料３ページの４と４ページをご覧ください。生産緑地地区の都市計画変更の主な理由として、①に該当し、８３２平方メートル、一団地を除外するものです。

それでは、今回の変更内容について、ご説明いたします。

資料５ページをご覧ください。今回提案させていただきますのは、市の南部に位置する３の１３団地を生産緑地地区から除外するものでございます。

資料の６ページをご覧ください。所在地は、半田市宮本町六丁目地内で、県道半田常滑線及び神戸川の北側に位置しています。本件は、指定されている８３２平方メートル全てを生産緑地地区から除外するものです。当該生産緑地は、平成３０年４月３日に土地所有者から「主たる従事者の死亡」を理由に、買取りの申出がありました。

都市計画課といたしましては、近隣に坊ヶ峰公園、蓮根公園及び宮本公園が整備されており、公園用地として取得する必要性が低いことや他の課や愛知県知多建設事務所にも照会をかけたところ買取り希望がなく、買い取らないことと致しました。

その後、農業委員会にも斡旋協力を依頼しましたが、斡旋不成立となりました。

その結果、買取り申出の日から３か月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったため、平成３０年７月３日に生産緑地の行為制限は解除されております。

以上のことから、現在都市計画決定されております生産緑地面積　５万８千９１平方メートル（５８，０９１平方メートル）、約５．８ｈａから８３２平方メートルを除外し、５万７千２５９平方メートル（５７，２５９平方メートル）、約５．７ｈａへの都市計画の変更を提案いたします。

団地につきましては、現在の４８団地から４７団地に変更になります。なお、本案件につきまして、平成３０年１１月１３日（火）から１１月２７日（火）までの２週間にわたり、都市計画課にて都市計画の案の縦覧をしましたところ、縦覧者数は０名で、意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第１号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

今、説明をいただきました。議案第１号について、ご意見ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

岩田委員

公園が近くにあるから買い取らないということですね。

議長

特に公園がないところだと、やっぱり生産緑地の買取り申出が出ると、そういうものを使うことができればいいと思います。

岩田委員

今回生産緑地がなくなり、買い取れそうな場所があっても周りに公園があればと思います。

議長

そういう公園が必要な場所に生産緑地がある場合はやっぱり都市計画課としてはしっかり対応できるようにしてほしいという意見が出されました。

他にはどうでしょうか。

議案第1号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）について、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

一同

（異議なし）

議長

はい、ありがとうございます。異議なしということで、原案のとおり決することといたします。以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。ありがとうございます。

半田市都市計画審議会運営要綱第10条により、「会議は議決により公開とすることが出来る。」と規定されておりますので、議事内容のうち個人情報を除き議事録を公開したいと思います。ご意義ございませんか。

一同

（異議なし）

議長

異議なしということで議事録は公開ということになります。

これをもちまして、審議を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局

ご審議、誠にありがとうございました。事務局からご連絡いたします。

議事録のご署名でございますが、事務局において議事録案を作成した後、署名者として指名された方に、その内容についてご確認いただきご署名をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

《午前11時15分 審議終了》